

じー G ・ じー G クラブゆがわら

令和6～8年度 介護保険料が決まりました！

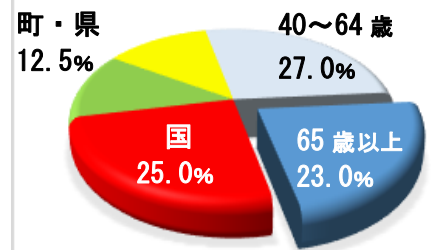
- 65歳以上の方に納めていただく介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画による介護給付費の見込み量等に基づき算定されます。
- 令和6～8年度の介護保険料が決まりましたのでご案内します。内容をご確認の上、ご不明な点がありましたらご連絡をお願いします。



1 介護保険料はどのようにして決まるの？

- 介護保険料は、3か年の標準給付費の見込み量等に基づき算定されます。
- 今回の算定式の概要等は次のとおりです。

【標準給付費の法定負担割合】



【標準保険料額】

現行 (R3～5年度)

5,500円/月 (66,000円/年)

(改定率)
+5.5%

改定後 (R6～8年度)

5,800円/月 (69,600円/年)

【計算式の概要】

＝ 3か年の推計額 ＝

① 標準給付費

約 88 億 3,708 万円

+

② 地域支援事業費

約 4 億 440 万円

×

③ 第1号被保険者負担率

(補正後) 約 21.86%

－

④ 準備基金取崩額 6,000万円



⑤ 保険料収納必要額

約 19 億 6,052 万円

÷

⑥ 予定保険料収納率

99.40%

÷

⑦ 第1号被保険者数

(補正後) 28,338人

＝

介護保険料(基準額)算定

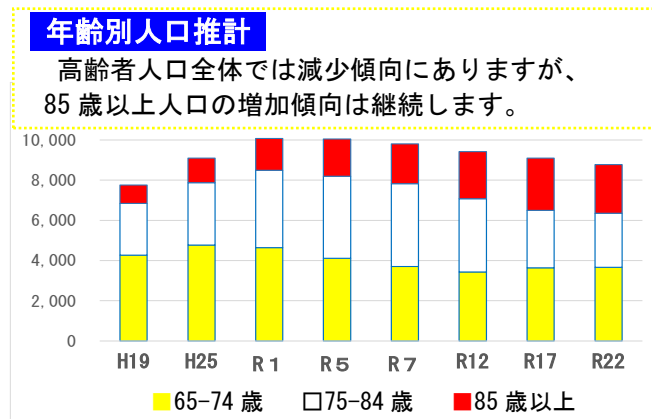
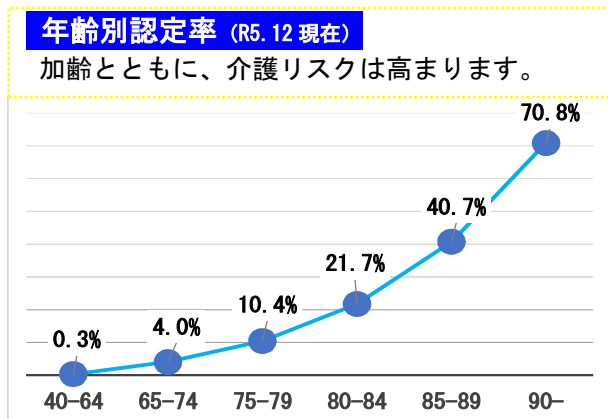
年額：69,600円

月額：5,800円

2 これからも介護保険の費用は増大していくの？

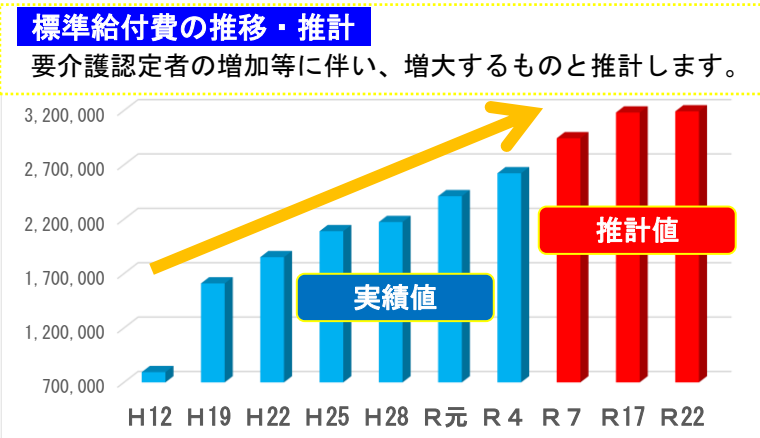
- 本町の高齢者人口は、令和3年度をピークに減少に転じている一方で、介護リスクが高まる85歳以上の高齢者は継続して増加する見込みであること等から、介護保険の利用者（要介護認定者）も継続して増加するものと推計しています。 (単位：人)

【基準日】 10月1日	第8期 (R5のみ見込値)			第9期 (推計値)			(推計値)	(推計値)
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R17	R22
総人口	24,199	23,965	23,583	23,052	22,578	22,155	18,360	14,388
高齢者人口 (高齢化率 %)	10,161 (42.0)	10,132 (42.3)	10,044 (42.6)	9,892 (42.9)	9,803 (43.4)	9,728 (43.9)	9,103 (49.6)	8,777 (61.0)
65 - 74 歳	4,571	4,344	4,120	3,915	3,708	3,654	3,642	3,666
75 - 84 歳	3,845	3,963	4,071	4,095	4,119	4,024	2,861	2,694
85 歳 以上	1,745	1,825	1,853	1,882	1,976	2,050	2,600	2,417
要介護認定者	1,664	1,697	1,738	1,752	1,791	1,818	1,942	1,872



- 要介護認定者の増加等に伴い、介護保険に要する費用（標準給付費）は増大するものと推計しています。 3年間で 約88億3,700万円 を必要とする見込みです。 (単位：千円)

	R4	第9期 (推計値)			(推計値)	(推計値)
		R6	R7	R8	R17	R22
標準給付費	2,623,193	2,817,711	2,945,085	3,074,280	3,181,690	3,192,370



3 所得の低い方への配慮はされているの？

- 本町の介護保険料は、本人の市町村民税の課税状況等を踏まえた所得段階別（15段階）に設定するとともに、住民税非課税世帯の方（第1～3段階）に対する保険料軽減強化策を実施するなど、低所得者層に一定の配慮をした保険料額としています。

所得段階	対象者	負担割合	介護保険料（年額）	
			R 6～8	R 3～5
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、生活保護等を受給している方又は本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.455	31,668円	33,000円
		↓ 0.285	↓（軽減強化） 19,836円	↓ 19,800円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.685	47,676円	42,900円
		↓ 0.485	↓（軽減強化） 33,756円	↓ 26,400円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、上記以外の方	0.69	48,024円	49,500円
		↓ 0.685	↓（軽減強化） 47,676円	↓ 46,200円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる方のうち、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	62,640円	59,400円
第5段階 【保険料基準額】	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる方のうち、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	69,600円	66,000円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	83,520円	79,200円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	90,480円	82,500円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	104,400円	99,000円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.60	111,360円	～
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.70	118,320円	112,200円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	1.80	125,280円	～
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	1.90	132,240円	112,200円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.00	139,200円	～
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	2.10	146,160円	125,400円
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	2.20	153,120円	～

4 湯河原町の保険料は、他と比べて高いの？ 安いの？


- 本町の介護保険料は、神奈川県の平均額（6,340円）と比べ低い額で設定しています。
なお、県内市町村別の介護保険料（基準額）は、次のとおりです。

	市町村名	高齢化率(%)	保険料基準額(円/月)		
			R6~8	【参考】R3~5	増減率(%)
1	相模原市	25.5 ㉓	6,650 ①	6,000 ④	10.8
2	横浜市	24.4 ⑩	6,620 ②	6,500 ①	1.8
3	三浦市	40.8 ③	6,600 ③	5,885 ⑥	12.1
4	川崎市	19.6 ㉔	6,591 ④	6,315 ②	4.4
5	清川村	37.2 ⑤	6,573 ⑤	5,895 ⑤	11.5
6	大和市	23.7 ㉒	6,485 ⑥	5,835 ⑦	11.1
7	箱根町	36.5 ⑥	6,400 ⑦	6,143 ③	4.2
8	藤沢市	24.4 ⑩	6,300 ⑧	5,500 ⑭	14.5
9	厚木市	25.7 ⑥	6,199 ⑨	5,453 ⑰	13.7
10	愛川町	30.0 ⑯	6,100 ⑩	5,395 ㉑	13.1
11	横須賀市	32.1 ⑫	6,100 ⑩	5,800 ⑨	5.2
12	小田原市	30.0 ⑯	5,990 ⑫	5,060 ㉓	18.4
13	秦野市	29.9 ⑱	5,950 ⑬	5,390 ㉒	10.4
14	座間市	25.4 ㉔	5,859 ⑭	5,500 ⑭	6.5
15	伊勢原市	26.1 ㉒	5,850 ⑮	5,500 ⑭	6.4
16	平塚市	28.1 ㉒	5,836 ⑯	5,513 ⑬	5.9
17	逗子市	31.5 ⑭	5,810 ⑰	5,810 ⑧	据置
⑱	湯河原町	42.5 ②	5,800 ⑱	5,500 ⑭	5.5
19	中井町	35.5 ⑦	5,739 ⑰	5,739 ⑪	据置
20	真鶴町	43.5 ①	5,700 ⑳	5,800 ⑨	▲1.7
21	綾瀬市	27.6 ㉑	5,693 ㉑	5,212 ㉒	9.2
22	開成町	26.0 ㉓	5,600 ㉒	5,400 ㉒	3.7
23	山北町	39.7 ④	5,600 ㉒	5,580 ⑫	0.4
24	鎌倉市	30.9 ⑮	5,500 ㉒	5,500 ⑭	据置
25	葉山町	31.8 ⑬	5,400 ㉓	4,900 ㉑	10.2
26	茅ヶ崎市	26.8 ㉓	5,380 ㉒	4,980 ㉓	8.0
27	海老名市	24.8 ㉓	5,353 ㉑	5,180 ㉓	3.3
28	二宮町	35.1 ⑧	5,200 ㉒	4,700 ㉓	10.6
29	松田町	33.7 ⑩	5,200 ㉒	5,100 ㉒	2.0
30	寒川町	27.4 ㉒	5,200 ㉒	5,100 ㉒	2.0
31	南足柄市	32.9 ⑪	5,150 ㉑	5,075 ㉒	1.5
32	大井町	29.0 ⑰	5,000 ㉒	4,800 ㉒	4.2
33	大磯町	34.3 ⑨	4,700 ㉓	5,300 ㉓	▲11.4
神奈川県平均		25.0	6,340	6,028	5.2

※神奈川県記者発表資料（R6.3.29）に基づき掲載しています。

～保険料は大切な財源です～

- 介護保険料は、介護保険を運営していく上での大切な財源です。
必要な支援やサービスが安心して利用できるよう保険料は必ず納めましょう。
- なお、令和6年度の納付書は、令和6年6月中旬に郵送する予定です。



【保険料に関するお問い合わせ】 町役場介護課（ ☎63-2111 内線 342・348 ） まで